

# 座間市学校体育施設開放事業運営等 の見直しに関する説明会

令和4年11月

座間市健康部スポーツ課施設係

# 学校体育施設開放事業とは

- ・ 社会教育法及びスポーツ基本法により、学校の設置者である教育委員会が学校教育上支障のない範囲で学校の施設を社会教育のための利用に供することを目的に実施しています。
- ・ 「座間市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則（以下「規則）」及び「座間市立学校体育施設開放実施要領（以下「実施要領）」に基づき、昭和49年頃に始まったと推察されます。

# 学校体育施設開故事業の開放時間など

施設	曜日	開放時間		
屋内運動場	平日	午後5時から午後10時まで		
	土曜日、日曜日 及び休日	小学校	午前9時から午後10時まで	
		中学校	午後1時から午後10時まで	
屋外運動場	平日	小学校	午前5時から午前7時まで 午後4時30分から午後6時まで	
		中学校	午前5時から午前7時まで	
	土曜日、日曜日 及び休日	小学校	午前5時から午後6時まで	
		中学校	午前5時から午前7時まで 午後1時から午後6時まで	
	夜間照明設備 無しの屋外運動場	平日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前5時から午前7時まで</li> <li>・(4/1~9/30) 午後7時から午後9時まで</li> <li>・(10月及び3月) 午後6時30分から午後9時まで</li> <li>・(11/1~2/末) 午後6時から午後9時まで</li> </ul>	
		土曜日、日曜日 及び休日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前5時から午前7時まで</li> <li>・午後1時から午後9時まで</li> </ul>	
夜間照明設備 有りの屋外運動場 (栗原中、 東中、相模 中)	平日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前5時から午前7時まで</li> <li>・午後1時から午後9時まで</li> </ul>		
	土曜日、日曜日 及び休日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前5時から午前7時まで</li> <li>・午後1時から午後9時まで</li> </ul>		

※太枠内が「座間市立学校体育施設開放実施要領」の対象  
 ※この範囲内で各学校長が利用可能日時を定める

## 現在の運営について（1）

- ・実施要領に基づき、利用学校ごと（夜間照明設備設置校除く）に「学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会）」を組織している。
- ・運営委員会は、校長、教頭、その他教職員、管理指導員代表者、体育指導員代表者などが構成員となっています。
- ・市スポーツ課が学校体育施設開放運営事業を各運営委員会に委託をしている。

## 現在の運営について（2）

- ・多くが運営委員会の委員である各校の教頭が、委員の立場または開放校の教頭の立場で、施設利用日の調整や運営事務または施設利用の許可などを執り行っている。

### （課題）

- ・学校体育施設開放事業に関して、教頭の負担が大きくなっていると言われています。
- ・運営委員会が機能を失くなると、学校体育施設開放運営事業の継続が困難となる。

## 今回の見直しに関する概要

- ・ 運営委員会の運営を登録団体の皆さま方が相互に協力し合いながら行うこととし、本来目指していたと考えられる学校体育施設開放事業とすること。

### (目的)

- ・ 持続可能な学校体育施設開放事業とすること。
- ・ 業務多忙な教職員（特に教頭）の負担軽減を図ること。

## 今後の運営委員会について

- ・各登録団体の代表者（または代表者が推薦する方など）が委員となります。
- ・委員の中から委員長、副委員長などを選任していただきます。
- ・委員相互の理解や協力のもと、運営委員会の運営に努めていただきます。
- ・教職員は委員から外れます。

## 見直し後の運営委員会が行うこと

- ・運営委員会で規約などを定める。（モデル規約は、スポーツ課でお示しします。）
- ・利用日の割当（6ヵ月ごと又は1年ごとが望ましい）を調整し、スポーツ課へ提出する。
- ・スポーツ課と「学校体育施設開放運営事業委託契約」を締結する。  
（委託料4万円／年の予定）
- ・新規登録したい団体がいる場合は、運営委員会で審議する。



## 今後のスケジュール案

- ・令和5年1月～2月 運営委員会の設置準備、総会開催
- ・令和5年2月 利用調整会議
- ・令和5年3月 4月以降の利用割当一覧表等をスポーツ課に提出
- ・令和5年4月 学校体育施設開放運営事業委託契約締結

## 施設利用時の注意

- ・老朽化の進んでいる施設や備品が多々ありますので取扱いにはご注意ください。
- ・学校の敷地内及びその周辺は、禁煙となっておりますので喫煙はしないでください。
- ・利用後の施錠及び電気等の消し忘れのないようにしてください。

## スポーツ保険について

- ・ 利用時に学校施設の備品等を損傷させてしまった時や利用者が怪我をしたときに対応していただくことが考えられるので、スポーツ保険への加入を検討してください。